

12月4日～
10日は
人権週間です

あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員をご存知ですか



問 暮らし安心課 (☎62-1058)

人権擁護委員ってどんな人？

法務大臣から委嘱された人で、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したりしています。また、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうための啓発活動を行っています。

刈谷市の人権擁護委員（敬称略）

神谷美紀子（東境地区）、平野周一（小垣江地区）、神谷智子（熊地区）、木村光子（東刈谷地区）、小島純子（泉田地区）、都築楓（元刈谷地区）、高木幸子（野田地区）、神谷博樹（東境地区）、後藤和江（元刈谷地区）、山城英司（高須地区）

活動内容

人権相談 … いじめ、虐待、差別、名誉毀損、プライバシーの侵害、セクハラ、インターネット上の誹謗中傷などの悩みや困り事の相談に応じます。

啓発活動 … 人権教室など人権の大切さを知ってもらうための活動を行っています。

人権救済 … 人権を侵害された被害者からの相談を受け、法務局と連携して救済の措置を講じます。

ひとりで悩まず相談してください

電話相談（平日8時30分～17時15分）

▶子どもの人権110番（☎0120-007-110） ▶みんなの人権110番（☎0570-003-110）

▶女性の人権ホットライン（☎0570-070-810）

▶名古屋法務局刈谷支局（☎21-0086） ※窓口相談も可

インターネット人権相談受付窓口（24時間） ※詳細は、法務省HPへ。

LINEじんけん相談（平日8時30分～17時15分）

QRから「SNS人権相談」を友だち追加して相談してください。



電子マネーを買わせる詐欺に注意！

問 刈谷警察署生活安全課（☎22-0110）

市内で、電子マネーを買わせる特殊詐欺（架空料金請求詐欺）が多発しています。代表的な手口の1つに、NTTファイナンスを名乗る犯人から携帯電話に「サイト利用料金が未納です」などと電話があり、コンビニで電子マネー（ギフトカードなど）を購入してその電子マネーのカード番号を伝えるように言われ、カードの利用権を奪われるというものがあります。

固定電話だけでなく、携帯電話に直接掛かってくる場合もあります。携帯電話を持っている人は年齢に関わらず、「自分も被害に遭うかもしれない」と思って注意してください。

◆携帯電話の対策

- ・留守番電話設定や非通知拒否設定を活用する
- ・知らない番号からの電話は出ない
- ・知らない番号は電話番号を調べてから掛け直す

◆自宅の固定電話対策

市内在住の60歳以上の人は、市役所で不審電話防止装置を2,000円で購入できます（ID1002893）。

詳細は、暮らし安心課（☎62-1058）へ。

